

教第 7 号議案

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の見直しについて

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、次のとおり見直しを行う。

令和 7 年 6 月 4 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 竹森 永敏

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の見直し

1. 背景

(1) 文部科学省通知「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（令和5年2月1日付）」【要約】

- ・教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たしていくことを目的としたもの
- ・点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法等の点検・評価の具体的な報告方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきもの
- ・部局横断的な行政評価のなかで行うことや、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明することによって点検及び評価を行うことができる場合には、法第26条第1項の義務を充足したとしても差し支えない

(2) 第4期神戸市教育振興基本計画の策定について

- ・第3期神戸市教育振興基本計画（令和2年度～令和5年度）の進捗報告は、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を通じて報告してきた。（最終年である令和5年度の進捗報告は令和6年9月に報告）
- ・第4期神戸市教育振興基本計画（令和6年度～令和10年度）を策定。

2. 見直しの方向性

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

令和5年2月1日付けの文部科学省からの事務連絡「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）」に基づき、令和7年度より「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」は、地方自治法第233条第5項の規定に基づく「業務報告書」の議会への提出及び公表をもって、点検及び評価を実施する手法に改める。

(2) 組織風土改革に関する取組状況について

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の中で報告していた「組織風土改革に関する取組」については、本市教育のビジョンを実現するための重点施策を総合的、体系的に位置づけている「第4期神戸市教育振興基本計画」に盛り込んでいる。毎年度、現状・効果を把握し、状況の変化に応じて柔軟に施策の見直しを図ることで、組織風土改革を着実に推進していく。

(3) 第4期神戸市教育振興基本計画の取組について

本計画の取組状況については、決算説明書の中で本計画の参考指標と合わせて、議会へ報告する。

3. 今後のスケジュール（予定）

7月24日 教育監理役との意見交換

8月5日 教育委員会会議（決算報告（点検評価）・計画進捗報告）

参考：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。